

ID: 642

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	支給の制限		
法令名 根拠条項	児童手当法 第5条		
法令番号	昭和46年法律第73号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第5条の規定による。</p> <p>第5条 児童手当は、前条第1項各号のいずれかに該当する者の前年の所得(1月から5月までの月分の児童手当については、前前年の所得とする。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに同項各号のいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項各号のいずれかに該当する者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。</p> <p>2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。</p>			
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日